

# ARK

Interest Incorporated Association

# 11

vol.554

公益社団法人愛知労働基準協会

## CONTENTS

1-4 ・ 11月は過重労働解消キャンペーン月間です

5 ・ 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

6 ・ 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請  
・ 愛知県の特定最低賃金（3業種）の改定について

7 ・ 愛知労働局が道路貨物運送事業に対する県下一斉パトロールを実施しました  
・ 愛知労働局が規制の強化されたアーク溶接作業パトロールを実施しました

8 ・ 愛知労働局YouTubeチャンネルに最低賃金周知動画をUP!しました

9-10 ・ 労働保険は働く皆さんを守ります

11 ・ 災害発生状況

・ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です  
・ 第9回がん就労を考える会 報告

12 ・ 産業保健セミナー2021 in あいち  
・ 外国人技能実習制度関係者養成講習

13 ・ エイジフレンドリー職場セミナー（就業環境整備編）  
名古屋市公会堂で開催  
・ 同一労働同一賃金実践セミナー 名古屋市公会堂で開催

14 ・ 2021年度 愛知産業安全衛生大会

15 ・ 技能講習等講習会予定表

## 01 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



## 02 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等  
防止対策推進  
シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。  
(※無料でどなたでも参加できます。)  
開催会場によって開催日時やプログラムは異なります  
ので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



\\ 事業主の皆さまへ //

## 03 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



# 目指すゴールは、 過重労働ゼロ。

サッカー選手(元日本代表)  
小野 伸二

**11月は過重労働解消キャンペーン月間です。**  
また、11月1週目は過重労働相談受付集中週間です。

お近くの都道府県労働局・労働基準監督署や  
右記ほっとラインで労働に関する相談を受け付け  
ていますので積極的にご連絡ください。

「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業)

はい! ろうどう  
**0120-811-610**

月～金 17:00～22:00  
土日・祝日 9:00～21:00

**「特別労働相談」を実施します!**

**無料** 過重労働解消相談ダイヤル

※全国どこからでも利用可能(スマートフォンからでも無料) ※匿名での相談も可

なくしましょう

長い残業

**0120-794-713**

特別労働相談受付日

**令和3年11月6日(土) 9:00～17:00**

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を 実施します。



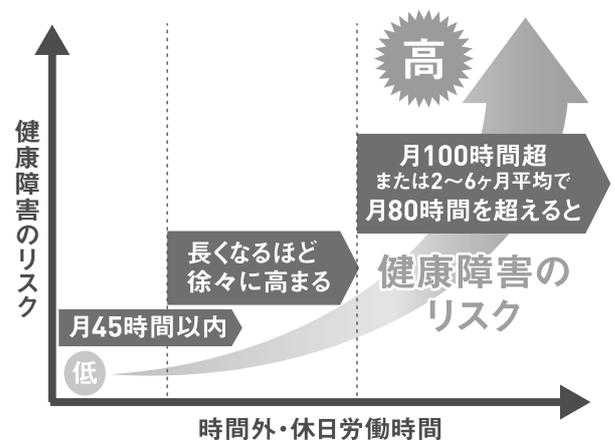
平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

## 労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

## 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、  
労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

### 1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

### 2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

### 3. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

### 4. 「特別労働相談」を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時: 令和3年11月6日(土) 9:00~17:00

なくしましょう 長い残業  
0120-794-713

# 過重労働による健康障害を防止するために<sup>※2</sup>



## ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)  
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1)建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

## ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

## ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

## 賃金不払残業を解消するために<sup>※3</sup>

1	2	3
職場風土を改革しましょう。	適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。	労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中週間です。

■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

■労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業) **0120-811-610** <sup>はい!</sup> <sup>ろうどう</sup> 月~金 17:00~22:00  
土日・祝日 9:00~21:00



事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、**過重労働解消のためのセミナー**を実施します!



# 11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



しわ寄せ防止  
特設サイト

- ・労働局、労働基準監督署では、下請等中小事業者から、「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経済産業局に情報提供しています。
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会、中小企業庁に通報しています。

# 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請

愛知労働局

厚生労働省では、毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進することとしています。

これに伴い、当協会は、愛知労働局長 伊藤 正史 氏より10月25日付で「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」を受領しました。

令和3年10月25日

公益社団法人愛知労働基準協会 会長 西村 司 殿

## 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

厚生労働省では、毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進することとしています。

働き方の見直しを進めるためには、経営トップによるメッセージ発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、ノー残業デーの設定、年次有給休暇を活用した連休の実現（プラスワン休暇）など、各々の企業の実情に応じた取組により、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

貴団体におかれましては、これまで、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただくとともに、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されており、長時間労働の削減を進めるため、厚生労働省では、

- ① 長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた監督指導や支援の着実な実施
- ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、取り組んでいるところです。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も模索しながら、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しへ向け、様々な取組を実施していく方針ですので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

愛知労働局長  
伊藤 正史

# 愛知県の特定最低賃金（3業種）の改定について

愛知労働局

10月14日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会（会長 中山 恵子 氏）より現行の愛知県特定最低賃金（3業種）の時間額の引上げを改正決定する旨の答申を受けました。官報公示、異議申出に関する手続きを経た上で、12月16日から効力が発生する予定です。なお、愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「特定最低賃金」です。「愛知県最低賃金」は、令和3年10月1日から時間額955円に改定されています。

## 愛知県特定最低賃金一覧表

令和3年10月14日答申

特定最低賃金名	現行金額 (時間額)	引上額	改定金額 (時間額)	引上率	発効日 (予定)
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	976円	20円	996円	2.05%	令和3年 12月16日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	948円	20円	968円	2.11%	
輸送用機械器具製造業最低賃金	957円	19円	976円	1.99%	

愛知県の最低賃金の詳細は、愛知労働局ホームページ（[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/chingin\\_kanairoudou/saiteichingin\\_toukei/saiteichingin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/saiteichingin_toukei/saiteichingin.html)）からご確認ください。

## 愛知労働局が道路貨物運送事業に対する県下一斉パトロールを実施しました

愛知労働局（伊藤 正史 局長）及び県内の各労働基準監督署は、10月1日、労働災害が増加している道路貨物運送業に対して、秋の全国交通安全週間を中心とする期間（9月15日～10月15日）に、集中的に県下一斉の安全パトロールを実施しました。

愛知労働局が実施する安全パトロールでは、公開パトロールとして、岡田労働基準部長が参加され、労働災害防止活動を展開している中京陸運(株) 弥富営業所において、①タンクローリーに対する墜落・転落災害防止措置、②車両点検時におけるはさまれ・巻き込まれ災害防止措置などの確認が行われました。

岡田労働基準部長は、村瀬営業所長より説明を受け、タンクローリーの荷台（高さ約3m）での洗浄作業における墜落防止対策を確認されました。そして「ハーネス型安全帯と安全ブロック（墜落時にロープにロックがかかり墜落を防止する装置）を組み合わせた対策を採用することで、荷台の広範囲な作業で有効な墜落防止対策が講じられている。」と評価しました。

愛知労働局管内では、道路貨物運送業の労働災害が4年連続で増加しており、令和2年の状況を見ると、「墜落、転落」災害が3割以上で、そのうち「荷台等」からの墜落災害が65%を占める。

このため、愛知労働局では、「あらためて、荷台等からの墜落防止対策について再点検をしていただき、また、荷主先での災害も多発していることから、荷主の方にも荷台からの墜落防止対策に協力をいただきたい。」としています。



対策を確認する岡田労働基準部長(右側)  
鷹見社長(左側)

## 愛知労働局が規制の強化されたアーク溶接作業パトロールを実施しました

愛知労働局（伊藤 正史 局長）は10月6日、全国労働衛生週間（10月1日～7日）の一環として、アーク溶接作業について、じん肺予防をはじめ、神経障害等の健康障害防止のための規制が強化されたことから、その対応状況を確認するため、稲沢市の池田工業(株)に対するパトロールの様子を公開しました。

当日は、伊藤局長が参加され、溶接ヒュームのばく露防止対策、防じんマスクの着用状況、換気の状態などを確かめました。



伊藤局長



伊藤局長(左側)、代表取締役 平澤 実 氏(右側)

池田工業が独自開発したヘルメット（顔に空気を出し、粉じんを吸い込まないようにするヘルメット）の効果ドライアイスの煙を使い確認の様子。

池田工業からは、「防じんマスクの着用が課題であり、新鮮な空気をヘルメットから顔面に送気することにより、作業者がばく露するヒュームの低減に取り組んでいる。」「その結果、呼吸のしやすい防じんマスクを選択、使用できるようになった。」「ヘルメットに繋がる送気ホースに孔を空け、作業服内を通し冷気を送気することにより熱中症対策にも取り組んでいる。」などの説明がありました。

溶接ヒュームについては、神経障害等の健康障害を及ぼすことが明らかとなり、粉じんとしての規制に加え、本年4月から特定化学物質（第2類）として規制が強化されています。



作業の様子を確認する伊藤局長(右側)

愛知労働局YouTubeチャンネルに

# 最低賃金周知動画をUP!

しました



**「業務改善助成金」が使いやすくなりました**

『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

**雇用調整助成金の要件緩和  
～最低賃金を引き上げた中小企業が対象～**

	通常制度	コロナ特別
休業規模要件（中小企業）	休業の延べ日数が所定労働日数の1/20以上	休業の延べ日数が所定労働日数の1/40以上

業況特別等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時給給を一定以上引き上げる場合、  
令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、  
休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

事業計画の見直しや予見可能性に配慮しつつ、最低賃金引上げに伴うコスト増の影響を緩和し、雇用維持を支援します！

「愛知県最低賃金が  
上がりました」



## 【動画内容】

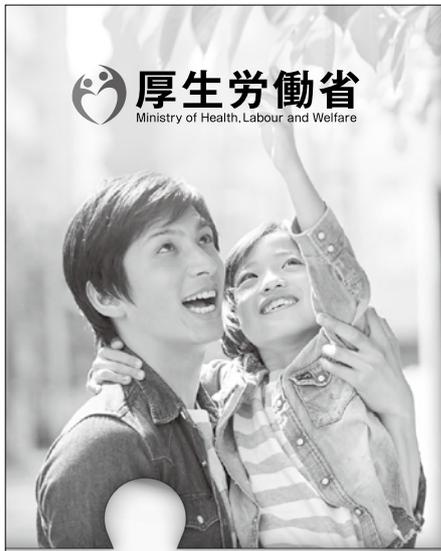
- ① 最低賃金改定のお知らせ
- ② 業務改善助成金の概要
- ③ 雇用調整助成金の休業規模要件の緩和の概要



愛知労働局のチャンネル登録も  
お願いします m(\_ \_)m



商標・登録商標については愛知労働局HPの「商標について」をご参照ください。



「安心」を支えるワン・ピース

# 労働 保険

労災保険

雇用保険

## 労働保険は働く皆さんを守ります

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。労働保険は会社の安定はもちろん、従業員の安心・安全のための保険。「アルバイトだから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」、「そもそも知らなかった」など事情はあっても、従業員のため、会社のために、労働保険に加入することは事業主の責任です。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)

- ▶ 労働保険とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- ▶ 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

# 事業主の皆さまへ

## 労働保険への加入について

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**加入義務の有無**などをご確認の上、まずは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

### 加入義務のある事業場

次の事業場は、労働保険への加入が**法律で義務づけられています**。（強制適用事業場）

**正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。**

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。  
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

### 労働者とは？

**労働者とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して給与が支払われる従業員のことをいいます。**

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。

雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

### 加入手続きを怠っていると？

#### 1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、労働保険料額を決定します。

その際、労働保険料は手続きを行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

#### 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の加入手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

#### 3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

### 電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。
- 電子申請での手続きをご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続きを行うことができます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・  
（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ

労働保険

検索

# 災害発生状況

愛知労働局

## 愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和3年10月11日現在)

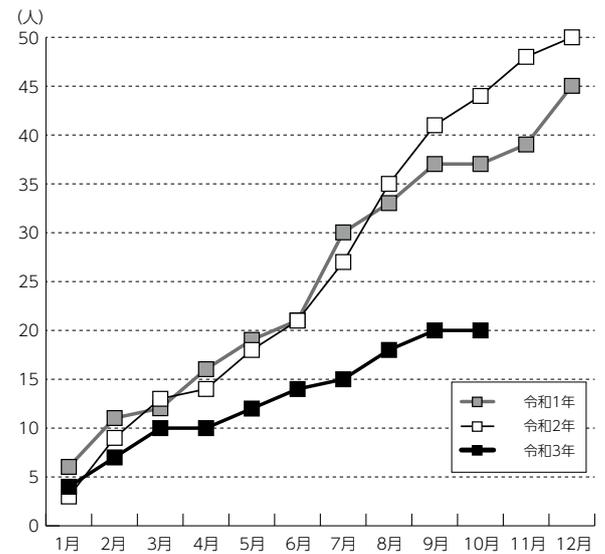
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R3.9.13. 10:25	交通事故(道路) トラック	タンクローリーで自動車専用道路を走行中、側壁に衝突した。		
	事業場規模 9名以下	業種 道路貨物運送業	60代 トラック運転者	経験 3年
R3.9.13. 14:30	交通事故(道路) トラック	製品配送後の帰社途中、工事で渋滞中の高速道路で後ろから大型トラックに追突された。		
	事業場規模 50~99名	業種 金属製品製造業	40代 営業	経験 4年
R3.9.16. 15:30	墜落・転落 通路	伐倒木の選木作業中、被災者が時間になっても集合場所に現れなかったため捜索したところ、沢で倒れている状態で発見されたもの。被災者の担当エリア内にシダに覆われた崖があり、発見された沢はこの崖の真下のため、崖を滑落したと推定されている。		
	事業場規模 10~29名	業種 林業	40代 林業	経験 1年

## 愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和3年10月11日現在の速報値)

令和3年発生分 ※ ( ) 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和3年 (速報値)	令和2年同時期 (速報値)	令和2年速報値
製造業	造業	10 (1)	7	11
	食品製造業	1		
	化学工業	1	3	3
	鉄鋼・非鉄金属	2	1	1
	金属製品	1 (1)		2
	一般・電気・輸送用 その他	2 3	3	4 1
建設業	建設業	3	8 (1)	13 (2)
	土木工事業		4 (1)	4 (1)
	建築工事業	3	2	5 (1)
	その他		2	4
陸上貨物運送事業	陸上貨物運送事業	1 (1)	7 (1)	7 (1)
	商	2 (2)	3 (1)	3 (1)
卸売業	卸売業			
	小売業	2 (2)	2 (1)	2 (1)
	その他		1	1
清掃・と畜業		3	3	
上記以外の事業	4 (1)	8	13 (2)	
合計		20 (5)	36 (3)	50 (6)

## 月別死亡災害発生状況積算グラフ



## 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

愛知労働局

正社員、パート、アルバイト。

雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、

事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)の手続きを行う義務があります。

忘れずに労働保険の手続きを。

●労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。

●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

●電子申請での手続き、口座振替納付が便利です(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)。

◎詳しくは、愛知労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

## 第9回がん就労を考える会 報告

NPO法人愛知がんネットワークおよび(一社)仕事と治療の両立支援ネットーブリッジ共催、愛知県、名古屋市および当協会「後援」により、10月3日(日)に「がん患者の職場復帰時の心理的不安について考える」をテーマに、医療従事者、企業関係者、がん患者およびその家族などを対象として、オンライン(ZOOM)開催されました。

名古屋市立大学大学院医学研究科 精神・認知・行動医学分野 教授の明智 龍男氏による「がん患者の職場復帰を援助する際に知っておきたい精神的ケアのエッセンス」をテーマとする教育講演にはじまり、各分野の専門家による活動報告、パネルディスカッションが行われました。

## 産業保健セミナー 2021 in あいち

愛知労働局をはじめ当協会などの共催により、10月15日（金）にウィルあいちウィルホールにおいて、新型コロナウイルス感染症リスク低減対策を講じた上で、企業における「治療と仕事の両立支援」のポイントをテーマに標記セミナーを開催し、250名の方に参加いただきました。

はじめに、愛知労働局労働基準部長の岡田 直樹 氏より「治療と仕事の両立は、健康確保のみならず、安心して働くことができることで人材確保・定着、健康経営やワークライフバランスに繋がり、コロナ禍にあっても大変重要です。本日は、医師、医療ソーシャルワーカーより両立支援のポイントを説明していただきますので、両立支援に役立てていただきたい。」との挨拶がありました。

講演では、中部ろうさい病院の糖尿病センター・糖尿病内分泌内科部長 中島 英太郎 氏より、「当院での治療就労両立支援と職域連携の取組み～医療者の立場からみた事業者に期待される配慮～」と題して、同病院での糖尿病両立支援モデル事業が紹介され、定期通院への配慮、インスリン自己注射療法患者に対して注射や血糖測定の配慮、また、健康経営への取組などの説明がありました。

続いて、愛知県がんセンター病院 地域医療連携・相談支援センター 医療ソーシャルワーカー 野崎 由美子 氏より、「医療ソーシャルワーカーからみた治療と仕事の両立支援の実際」と題して、限られた情報の中で不安なまま労働者が一人で判断しないように、まずはがん相談支援センター、産業保健総合支援センター等に相談し、課題の整理と選択肢を考えていただきたいと説明がありました。同じく、JA愛知県厚生連安城更生病院がん相談支援係長 片寄 慶 氏より、労働者にがん診療連携拠点病院等にいるソーシャルワーカーや「両立支援コーディネーター」による相談を勧めましょうとの説明がありました。

最後に、愛知労働局労働基準部健康課 奥田主任労働衛生専門官より、両立支援を行うに当たっての留意事項、環境整備、助成金等の説明が行われました。



岡田 直樹 氏

## 外国人技能実習制度関係者養成講習

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者を対象に同講習を開催します。当協会は、（公社）全国労働基準関係団体連合会が愛知県内で開催する同講習に「協力」しています。開催予定は以下のとおりです。

（受講料はテキスト代・消費税込）

月	日 時	講習名	受講料	会 場
11月	5日（金）9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,500円	ポーラ名古屋ビル9階
	6日（土）9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,500円	
	7日（日）9時25分～15時40分	生活指導員	9,500円	
1月	21日（金）9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,500円	
	22日（土）9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,500円	
	23日（日）9時25分～15時40分	生活指導員	9,500円	
3月	25日（金）9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,500円	
	26日（土）9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,500円	
	27日（日）9時25分～15時40分	生活指導員	9,500円	

【申 込 方 法】 お申込みはインターネットで以下までお願いします（開催日の約2か月前からお申込みいただけます。）。  
（公社）全国労働基準関係団体連合会（<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>）

【お問い合わせ先】 （公社）愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438  
詳細は当協会ホームページ（<http://www.airouki.or.jp/>）にも掲載しています。

## エイジフレンドリー職場セミナー（就業環境整備編）名古屋市公会堂で開催

当協会主催により、10月12日（火）に名古屋市公会堂において、新型コロナウイルス感染症リスク低減対策を講じた上で、高齢者がその能力を十分に発揮し、安心、安全に活躍できる環境の整備を目的に、第1弾として職場セミナー（就業環境整備編）を開催し、会場受講と同時にWEB受講形式で行いました。

はじめに、第一部では、愛知労働局職業安定部職業対策課 高齢者対策担当官 神谷 しのぶ氏より、本年4月1日に施行された高齢者雇用安定法の改正（70歳までの就業機会の確保のために）の説明がありました。これまでの65歳までの「雇用確保措置」（義務）に加え、70歳までの「就業確保措置」（努力義務）を講ずるとし、この就業確保措置のうち雇用によらない措置として「創業支援等措置」について説明がありました。

つづいて、第二部の講演では、吉山社会保険労務士事務所 所長 特定社会保険労務士 吉山 嘉久氏により、高齢者の就業確保対策と題して、有期雇用特別措置法、労働契約法、短時間・有期雇用労働法、雇用保険法や厚生年金法など関係する法令を紐解いて、分かりやすく説明がありました。

当面の課題として、同一労働同一賃金（短時間・有期雇用労働法）の対応、就業確保措置（改正高齢者雇用安定法）の対応について、また、今後の課題として、「創業支援等措置」の導入などが挙げられました。

少し先になりますが、12月6日（月）に第2弾としてエイジフレンドリー職場セミナー（安全・健康確保編）を開催します。



神谷しのぶ氏



吉山 嘉久氏

## 同一労働同一賃金実践セミナー 名古屋市公会堂で開催

当協会主催により、10月18日（月）に名古屋市公会堂において、新型コロナウイルス感染症リスク低減対策を講じた上で、本年4月から企業規模・業種に関係なく適用されている「同一労働同一賃金」について、各企業においてどのように対応していくか、賃金制度や人事制度等をどのように整備していくか等喫緊の課題でもある対応のポイントについて解説するセミナーを会場受講と同時にWEB受講形式で開催しました。



吉永 佳代氏



山脇 薫氏

はじめに、第一部では、愛知労働局雇用環境・均等部長の吉永 佳代氏よりご挨拶をいただき、均衡・均等待遇を進めるうえで、職務と処遇の洗い出しが重要であることや愛知労働局の支援、愛知働き方改革推進支援センターの活用等について説明がありました。

また、指導課長の山脇 薫氏より、愛知労働局に寄せられる総合労働相談件数（令和2年度）は97,670件、そのうちパートタイム・有期雇用労働法に係る件数は690件、さらにこの中で均衡・均等待遇に係る件数は534件（77.4%）と増加傾向にあると説明があり、内容では①再雇用者の待遇、②パートタイム労働者の賞与、③コロナ禍で契約社員の在宅勤務を認められないといった相談が寄せられているとのことでした。

つづいて、第二部の講演では、社会保険労務士法人名南経営 代表社員 社会保険労務士の 大津 章敬氏より、判例と企業実例から読み解く各処遇の見直しの実務として、短期的に求められるタスクと中長期的に求められる本質的対応を分けて講演をいただきました。70歳就業機会確保時代の高齢者雇用と同一労働同一賃金、規程整備の考え方やよく問題となる重要な論点について実務的な解説が分かりやすく行われました。



大津 章敬氏

# 2021年度愛知産業安全衛生大会

## 特別講演

「生涯現役時代のおもしろ健康科学～コロナ禍の健康法～」

㈱運動医科学研究所所長/京都大学名誉教授 **森谷 敏夫** 氏



## 基調講演

「労働安全衛生行政の動向について」

愛知労働局 労働基準部長 **岡田 直樹** 氏

## 事例発表

「シニア世代にも優しい職場を目指して」

JFE スチール㈱知多製造所  
総務部安全健康室長 **菅野 康二** 氏

## 参加案内

**参加費** 資料代 2,000 円(消費税込)

**定員** 700 名 座席は受付で指定させていただきます。

**申込方法** 参加申込書に資料代を添えて11月17日(水)までに**愛知県下各地区労働基準協会**へお申込みください。  
申込受付印を押したものを返送しますので、当日、参加票として受付にてご提示ください。  
WEB受講(Zoomウェビナー配信)の方は、招待URLをお送りするメールアドレスを申込書下欄にご記入ください。

※参加申込書は愛知労働基準協会ホームページ (<https://www.airouki.or.jp/training/>) よりダウンロードください。  
※ 11月17日(水)以降の参加の取消については、資料代全額を申し受けますので、ご了承ください。

**日時** 2021年11月24日(水)  
13時00分～15時45分  
(開場 12時00分～)

**場所** 名古屋市公会堂大ホール  
名古屋市昭和区鶴舞1丁目1-3  
TEL(052)731-7191

**主催** (公社)愛知労働基準協会

**後援** 愛知労働局  
愛知県  
名古屋市  
愛知県経営者協会  
愛知県中小企業団体中央会  
愛知中小企業家同友会  
日本労働組合総連合会愛知県連合会  
中央労働災害防止協会  
(公社)全国労働基準関係団体連合会  
(公社)愛知県医師会  
(一社)愛知県歯科医師会  
(独)労働者健康安全機構 愛知産業保健総合支援センター

**協力** 愛知県下各地区労働基準協会

## お願い事項

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用・手指の消毒・受付での検温・ソーシャルディスタンスへのご協力をお願いいたします。

# 技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場		
フォークリフト運転 (31Hコース)	11月	5	NSB東海	8.9.10	NSB東海	11.12.15	NSB東海		
		12	ポーラ名古屋ビル	15.16.17	トヨタ&F白金	14.21.28	トヨタ&F北名古屋		
		12	トヨタ教育センター	13.14.15	トヨタ教育センター	20.21.22	トヨタ教育センター		
	12月	25	NSB東海	26.29.30	NSB東海	12/1.2.3	NSB東海		
		3	NSB東海	6.7.8	NSB東海	9.10.13	NSB東海		
		7	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	トヨタ&F白金	12.19.26	水谷運輸倉庫		
		13	NSB東海	14.15.16	NSB東海	17.20.21	NSB東海		
	1月	14	ポーラ名古屋ビル	15.16.17	トヨタ&F白金	20.21.22	トヨタ&F白金		
		11	NSB東海	12.13.14	NSB東海	17.18.19	NSB東海		
		14	ポーラ名古屋ビル	17.18.19	トヨタ&F白金	16.23.30	トヨタ&F北名古屋		
			19	ポーラ名古屋ビル	20.21.24	NSB東海	25.26.27	トヨタ&F白金	

講習会	会 場	11月	12月	1月
ガス溶接 【学科1日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	4	13	25
	(実) トヨタ教育センター	6	18	29
	(学) ポーラ名古屋ビル			15
	(実) 愛知製鋼			18
	(学) ポーラ名古屋ビル		4	
	(実) 名古屋高等専門学校		5	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 1.2	(学) 1.2	(学) 12.13
		(実) 3	(実) 3	(実) 4
		(学) 10.11		(学) 19.20
		(実) 12		(実) 21
		(学) 24.25		
		(実) 26		
	豊川市文化会館		(学) 16.17	
		(実) 20or22		
	住吉福祉文化会館		(学) 6.7	
		(実) 9or10		
(学) 豊和工業 (実) ポーラ名古屋ビル	(学) 17.18	(学) 6.7	(学) 26.27	
	(実) 19	(実) 8	(実) 28	
	(学) 22.23	(学) 15.16		
	(実) 24	(実) 17		
		(学) 22.23		
		(実) 24		
有機溶剤作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	4.5	13.14	12.13
		17.18	20.21	26.27
	ポーラ (リモート)		20.21	
	アイブラザ豊橋	24.25		
	アイブラザ半田		1.3	
	トヨタ教育センター	9.10		19.20
江南市民文化会館		8.9		
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2	1.2	6.7
		4.5	9.10	10.11
		8.9	15.16	17.18
		10.11	22.23	26.27
		13.14	24.25	28.29
		17.18		
		19.20		
		22.23		
	25.26			
	ポーラ (リモート)	8.9	9.10	6.7
		17.18	22.23	10.11
				17.18
				26.27
市民会館	1.2			
江南市民文化会館	22.23			
アイブラザ半田		23.24	26.28	
トヨタ教育センター	29.30			
アイブラザ豊橋		7.8	18.19	
豊川市文化会館	10.11	13.15		
西尾市文化会館	2.3		13.14	
岡崎コンファレンスセンター	3.4		17.18	
	22.23		24.25	

講習会	会 場	11月	12月	1月	
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	アイブラザー宮	1.2	7.8	13.14	
		10.11	13.14	25.26	
	名古屋国際会議場	24.25	15.16	25.26	
		29.30	23.24		
	プレス機械作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	10.11	22.23	
		アイブラザ豊橋	29.30		
	乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	29.30	1.2	12.13
				15.16	
	はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	15.16		10.11
		ポーラ名古屋ビル	8.9	6.7	24.25
石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ (リモート)	22.23	6.7		
	国際会議場		20.21	11.12	
	岡崎コンファレンスセンター			20.21	
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		9.10		
ショベルローダー等運転 【学科1日実技3.5日】	(学) 豊和工業		14		
	(実) ポリテクセンター		16.17.20.21		
	(学) 豊和工業		14		
	(実) ポリテクセンター		22.23.24.27		
アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) ポーラ名古屋ビル	27.28		15.16	
	(実) ポリテクセンター	12/4		22	
	(学) ポーラ名古屋ビル	6.7		22.23	
	(実) 愛知製鋼	9		27	
	自由研削といし取替・試運転 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	29		31
機械研削といし取替試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター	(学) 24			
		(実) 25or26			
	(学) ポーラ名古屋ビル	15.16		17.18	
	(実) 三菱電機	17or18or19		19or20or21	
産業用ロボット(検査・指示) 【学科2日実技1日】	(学) エイジェック	29.30	20.21		
	(実) エイジェック	12/1or2or3	22or23or24		
低圧電機 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 1	(学) 20	(学) 19	
	(実) アイブラザ豊橋	(実) 2	(実) 21	(実) 20	
		(学) 9 (実) 10		25	
フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	3	3	31	
		30	17		
ダイオキシンの検査・指示【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		6		
安全衛生推進者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		15.16		
	ポーラ名古屋ビル	25			
	名古屋市公会堂		7.8		
安全管理者選任時【学科2日】			6		
	名古屋市公会堂		23	25	
マスコフィットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂				
勉強会	衛生管理者(一種)【学科4日】	市民会館	11.12.18.19	27.28.2/1.2	

日付の■の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	11月	12月	1月
最近の労働法改正を分かり易く学ぶ無料セミナー	4 岡崎市 シビックセンター 22 豊川市文化会館	14 アイブラザ半田	
エイジフレンドリー職場セミナー(安全・健康確保編)		6 名古屋市公会堂	
労災保険実務講座		9 名古屋市公会堂	

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。